

(法務委員会)

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、裁判官について育児休業の取得回数制限を緩和しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、育児休業を原則二回まで取得可能とする。
- 二、一に加え、子の出生後五十七日間以内に育児休業を二回まで取得可能とする。
- 三、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。